

成年後見登記制度

証明書発行で安心、便利!

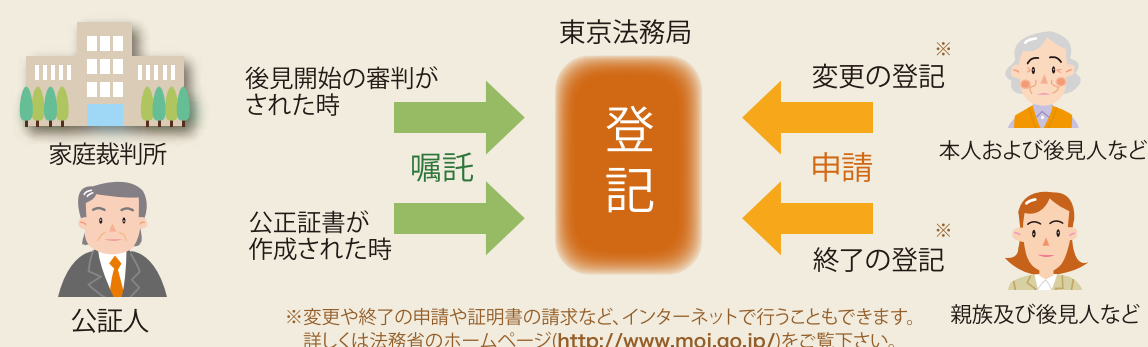
成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を発行することによって登記情報を開示する制度です。



登記はどのようにされるのですか?

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人の嘱託によって登記されます。

また、登記後、登記されている本人、成年後見人などの住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは「終了の登記」を、それぞれ申請する必要があります。



証明書を請求できるのは誰ですか?

証明書の交付を請求できる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から、本人、その配偶者、四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。

どのようなときに証明書(●登記事項証明書 ●登記されていないことの証明書)を利用できますか?



例えば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。

また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

お問い合わせ先

《成年後見制度について》

静岡家庭裁判所	〒420-8604 静岡市葵区城内町1-20 TEL/054-273-5454
静岡県弁護士会静岡支部 高齢者・障害者総合支援センター 運営委員会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 (静岡地方裁判所本庁構内) TEL/054-252-0008 FAX/054-252-7522
静岡県司法書士会 公益社団法人 成年後見センター ・リーガルサポート静岡支部	〒422-8062 静岡市駿河区福川1-1-1 TEL/054-289-3700 FAX/054-289-3702
一般社団法人 静岡県社会福祉士会 成年後見支援センター ばあとなあ静岡	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階 TEL/054-252-9877 FAX/054-252-0016

《任意後見制度(公正証書の作成)について》

静岡公証人合同役場	〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 安藤ビル3階 TEL/054-254-1234, 054-252-8988 FAX/054-251-0944
-----------	---

◆以下の窓口でも相談を受付けています。

静岡市障害者相談支援推進センター(葵区城内町1-1)
TEL.054-275-1816 FAX.054-275-1818
各地区の地域包括支援センター

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

静岡市地域福祉権利擁護センター

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター内
TEL.054-273-8090 FAX.054-273-8118
E-mail●kenriyugo@shizuoka-shakyo.or.jp

いざというときの安心のために 成年後見制度

こんなことが
心配になったら...

今は元気だけど
将来の生活が不安

物忘れがひどく
通帳やお金の管理が不安

財産の管理

次々に高額な商品を買ってしまった

介護などの契約

むずかしい契約や手続きが
ひとりでできない

親なき後の財産の管理や
子どもの生活が心配

遺産分割の協議

成年後見制度は本人に変わり **財産の管理** や **介護サービスなどの契約** や **遺産分割の協議** などを支援、代行する制度です。

広げよう福祉の輪 つなげよう地域の輪

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

いざという時のために、知って安心

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なために、不動産や預貯金などの財産管理、また介護サービスや施設への入退所などの契約、遺産分割の協議などにおいて、自分で行うには難しい場合があります。

このような判断能力が不十分な方々を、安心して生活できるよう、保護し、支援するのが成年後見制度です。

財産の管理

遺産分割の協議など

契約をするとき

成年後見制度は大きく分けて2つあります。

- 法定後見制度
すでに判断能力が不十分な状態である場合、本人や親族などが申立てを行い、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任します。
- 任意後見制度
元気なうちから、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、自分を支援してくれる人を、事前の契約によって決めておきます。



成年後見人にはどのような人が選ばれますか。

成年後見人、保佐人、補助人は、本人のためにどのような保護、支援が必要かを判断して家庭裁判所が選任します。本人の親族や親族以外にも、弁護士や司法書士、社会福祉士などの法律・福祉の専門家、また法人なども選任されることがあり、複数選任されることもあります。



■成年後見制度には次の様な種類があります。

法定後見制度

後見

まったく判断が出来ない方

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が法律行為をするときに同意を与えたり、本人の同意を得ないでした不利益な法律行為を、後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援します。

●申立てが出来る人

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等

保佐

判断能力が著しく不十分な方

補助

判断能力が不十分な方

■手続きから援助開始までの流れ

この制度を利用するための手続き、必要な書類、成年後見人等になっていただける方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

裏面のお問い合わせ先を参照ください。

申立て

家庭裁判所

●本人の住所を管轄する家庭裁判所に後見・保佐・補助開始の申立てをします。

申立てに必要な書類、費用

- 申立書
- 診断書 (成年後見用)
- 申立人や本人の戸籍謄本
- 申立手数料 ※1 (収入印紙 800 円分)
- 登記手数料 (収入印紙 2600 円分)
- 連絡用の郵便切手
- 鑑定料 ※2 など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

※1 補助や保佐の開始申立てとともに代理権付与の申立てを行う場合は、申立てごとに別途、収入印紙 800 円が必要です。

※2 後見と保佐で、鑑定を行う場合のみ必要です。

審判手続き

家庭裁判所で、本人の状況を調査したり、問合せなどを行い、必要に応じて、その判断能力について鑑定が行われます。

審問

必要に応じ家事審判官(裁判官)が直接事情を尋ねます。

調査

家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

後見と保佐では、必要に応じて本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

後見人

家庭裁判所は申立てに対して審判すると同時に、成年後見人等を選任します。

保佐人

審判

〈確定〉不服申立てがなければ、成年後見人などが審判書を受領してから2週間後に確定します。

補助人

成年後見登記制度

後見開始の審判がされたときや公正証書が作成されたときに登記します。

※詳しくは裏面をご覧ください。

法務局

後見監督人

成年後見人等による援助が始まります

成年後見人等が **お手伝い** できること

代理権

特定の法律行為(各種手続き)について、本人に代わって行うことができます。

●財産管理に関する法律行為

(例) ◆不動産などの財産管理、処分、契約締結など
◆銀行、郵便局などの金融機関との取引など
◆遺産相続、各種行政上の手続きなど

●身上監護に関する法律行為

(例) ◆受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い、医師からの治療法説明の同席など
◆老人ホームなどの施設の入退所や介護サービス利用に関する、本人との話し合い・情報収集・利用手続き・契約締結・費用の支払いなど
◆施設、介護サービスなどの処遇監視、異議申立てなど

●同意見・取消権 重要な法律行為について、必要に応じて同意したり、取り消したりできます。

●重要な法律行為(民法13条1項)とは？

- 1、預貯金を払い戻すこと
- 2、金銭を貸し付けること
- 3、金銭を借りたり、保証人になること
- 4、不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること(訪問販売、通信販売、クレジット契約などを含む)
- 5、民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
- 6、贈与、和解、仲裁合意をすること
- 7、相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- 8、贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件のついた贈与・遺贈を受けること
- 9、新築・改築・増築や大修繕をすること など

※日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、取り消すことは出来ません。

●成年後見人等の仕事に含まれないこと

- ◆介護や家事などをとする
- ◆入院、施設入所の際の身元保証人・引受人になる
- ◆病気の治療、手術など医療行為に同意する
- ◆遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示